

移住希望者に対するお試し住宅利用要領

(目的)

第1条 移住又は二地域居住（以下「移住等」という。）を希望する者に、短期居住するためのお試し住宅を提供することにより、移住定住の促進を図る。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 市外から遠野市へ移り住むことをいう。
- (2) 二地域居住 主な生活拠点とは別に特定の地域に生活拠点を設け暮らしている者が、いずれかの生活拠点を遠野市とする場合をいう。
- (3) お試し住宅 一般財団法人TRCが運営するウィークリーハウスTRC仲町をいう。

(利用できる者の資格及び要件)

第3条 移住等を目的にお試し住宅を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市外に住所を有し、遠野市に移住等を希望する者
- (2) 短期居住を行う前に遠野市産業部観光交流課（以下「観光交流課」という。）に移住相談を行った者。ただし、移住相談の方法は対面以外でも可とする。
- (3) で・くらす遠野メールマガジンに会員登録している者
- (4) 利用者全てが暴力団員でないこと。
- (5) 申請時に、氏名、住所及び生年月日が記載された身分証の写しを提出すること。
- (6) お試し住宅に居住する期間のうち、初日と最終日に観光交流課へ移住相談を行うこと。
ただし、当該相談日が遠野市役所の閉庁日の場合に限り、観光交流課と事前協議のうえ、別日に変更できるものとする。

(利用可能期間)

第4条 この要領による利用期間は、最大7日間とする。

2 8日目以降の利用については、一般財団法人TRCの定めによるものとする。

(利用料)

第5条 第3条に該当する者がお試し住宅を利用する場合、基本料金は29,700円とする。

2 7日未満の利用であっても前項に定める基本料金は変更されない。

3 基本料金以外の利用料は一般財団法人TRCの定めによる。

(その他)

第6条 お試し住宅に関する仕様及び利用規則は一般財団法人TRCの定めによる。